

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課 パブリックコメントご担当御中
 貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令案の概要
 に対する意見

[氏名 (連絡担当者)]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館401
[電話番号]	03-3431-9800
[FAX番号]	03-3431-0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
	コメント
1	<p>【改正全体】 今回の法令改正案は難解で、技術移転等法令の重要な改正内容の理解が進みません。技術等無形物の移転管理に対する規制がある程度難しいものになるのは理解するものの、確実な法令遵守を推進する観点から、誰もが理解できるよう平易に記述願いたい。</p>
2	<p>【役務取引許可申請様式】 ボーダー規制の関係から、役務許可申請様式に（7）として「取引の相手方が技術の提供を受ける場所」を追加していますが、「取引の相手方」は輸出の場合の輸入者に対応するものであり、貨物の場合の仕向地と同じように考えると、「利用する者が技術を利用する場所」にすべきと思慮します。なお、「利用する者」が未定の場合もありますので、その場合の手当ても必要であると考えます。</p>

コメント

【第9条関係】

以下の項目について、役務通達で明確にしていきたい。

- 3
- ① 第9条第1項の(2)と同条第2項の(4)に規定される「技術の提供を受けた者」の範囲を役務通達で明確にして戴きたい。
 - ② 第9条第2項に規定される(4)の「当該技術を提供することを目的とする取引を行うことを明らかにして許可を受けた場合」とはどのような事なのかを役務通達で明確にして戴きたい。
 - ③ 第9条第2項に規定される(7)及び(8)の「本邦又は外国において居住者又は外国の非居住者」のうち「外国の非居住者」がわかりにくいので、役務通達で明確にして戴きたい(例示でも結構です)。

【第9条関係】

第9条第2項に規定される(5)について

- 4
- 1) 「当該取引に際して、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の当該取引のための出国を伴わないもの」を「外国間等技術取引」と規定されていますが、「外国間等技術取引」という言葉からは「外国相互間の取引」を連想するのが一般的であると思われます。したがって誰にでも理解できるという観点から、後段「ただし」以降の「当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う」ものを「外国間等技術取引」と規定した方が良いのではないかと思慮します。
 - 2) 「居住者が行うものを除く」とありますが、外国相互間の技術の取引は、本邦の居住者の依頼により外国(A)の非居住者が外国(B)の非居住者に技術を提供すると思われます。この場合の「居住者が行うもの」とは、外国(A)の非居住者に依頼する本邦居住者のことを指し、除外の対象(すなわち許可を受ける必要がある)になるのかを確認いたしたい。